

平成 26 年度障害者虐待防止・権利擁護研修一覧表

対象	日程	場所	人数	方法
市町村				
①基礎研修 【新任職員】	6月24日	千葉県文書館	70名参加	直営(1日)
②-1 専門研修 (立入調査の方法)	10月	県庁周辺	100予定	直営(1日)
②-2 専門研修 (養護者・成年後見)	10月	県庁周辺	200予定	直営(1日)
施設等従事者				
①-1 基礎研修 【新任職員】	7月3日 7月7日	千葉県経営者会 館 県庁中庁舎	約110名 約190名 (計300)	直営 (1日×2回)
①-2 基礎研修 【追加開催】	9月上旬	県庁周辺	150	直営 (1日)
②-1 専門研修 (メンタルヘルス)	~2月	未定	100人×2回 (計200人)	委託 1日×2回
②-2 専門研修 (身体拘束)	~2月	未定	100人×2回 (計200人)	委託 1日×2回
②-3 専門研修 (発達障害・行動障 害者支援)	~2月	未定	100人×2回 (計200人)	委託 1日×2回
②-4 専門研修 (使用者虐待と環 境づくり)	~2月	未定	100人×2回 (計200人)	委託 1日×2回
②-5 専門研修 《管理職》	~2月	未定	100人×2回 (計200人)	委託 1日×2回
②-6 専門研修 《専門職》	~2月	未定	100人×2回 (計200人)	委託 1日×2回
派遣型研修				
①施設従事者	年度内	派遣先施設	30人以上	直営 1日×適宜
計			2050人	延べ19日

平成26年度千葉県障害者虐待防止・権利擁護研修の概要（案）

1. 市町村研修

①基礎研修〔新任職員〕

実施方法	直営
対象者	市町村障害者虐待防止センターの新任職員
募集人数	70名参加
開催時期	6月24日（火）10:00～16:30（千葉県文書館6階多目的ホール）
研修日数	1日間
目的	障害者虐待防止法について理解し、通報・届出を受けた場合の法に基づく対応や留意事項など基本的理解を図る。適切に対応するため、障害特性に配慮した面接や対応の方法についても学ぶ。
内容	<p>（1）千葉県における障害者虐待防止の現状 千葉県障害福祉課 袖ヶ浦福祉センター養育園事件について経過と現状を知り、今後それぞれの市町村でも虐待防止・予防に係る周知・啓発と通報受理後に適切に対応していくことの理解を図る。</p> <p>（2）障害者虐待防止法の概要と法における市町村の役割 佐久間水月委員 基本的な法の概要を学び、市町村の役割と責務について理解する。</p> <p>（3）障害特性に配慮した相談・対応について 酒井範子委員 それぞれの障害についてどのような特性があるのかを理解し、適切に通報者や相談者の相談内容に対応できるよう、面接や対応のポイントや留意点について学ぶ。</p> <p>（4）障害者虐待防止法に基づく虐待対応の流れと留意事項①（養護者による虐待） 滑川里美委員 養護者による虐待に係る通報を受けた際の法に基づく対応の流れ、基本的視点、緊急性の判断、事実確認、対応方針、立入調査、必要な支援等、判断のポイントや留意事項等について学ぶ。</p> <p>（5）障害者虐待防止法に基づく虐待対応の流れと留意事項②（施設内虐待・使用者による虐待） 千葉県障害福祉課 施設従事者による虐待と使用者による虐待に係る通報を受けた際の法に基づく対応の流れ、基本的視点、緊急性の判断、対応方針、立入調査、必要な支援等、判断のポイントや留意事項等について学ぶ。</p>

②-1 専門研修（立入調査の方法とポイント）

実施方法	直営
対象者	市町村障害者虐待防止センター等の職員
募集人数	100名程度
開催時期	9月～10月（予定）
研修日数	1日間
目的	障害者虐待防止法に基づく行政の役割について理解し、他の自治体の取り組みや課題から学ぶ。適切に対応するため、立入調査の方法や監査のポイントなどについて理解する。
内容	<p>（1）障害者虐待の実態と全国の状況 国の調査結果から全国の状況について学ぶ。千葉県としては、袖ヶ浦福祉センター養育園事件をもとに、障害者虐待対応における行政の役割について考える。</p> <p>（2）自治体の取組事例 ・船橋市 ほか</p> <p>（3）事実確認と留意点（施設内虐待・使用者虐待） 法に基づく対応の流れ、事実確認の方法、留意点について理解する。</p> <p>（4）立入調査の方法と留意点 立入調査の方法、調査の視点、監査のポイント、留意点等について学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市（養護者） ・県（施設）

②-2 専門研修（養護者による虐待と成年後見制度）

実施方法	直営
対象者	市町村障害者虐待防止センター等の職員 （相談支援事業所職員、養護者）
募集人数	200名程度
開催時期	9月～10月（予定）
研修日数	1日間
目的	障害者虐待防止法に基づく行政の役割について理解し、他の自治体の取り組みや課題から学ぶ。養護者による虐待について適切に対応するため、虐待が生じる背景について理解し、行政や支援者に求められる役割や支援について考え、成年後見制度の活用について理解する。
内容	<p>（1）障害者虐待の実態と全国の状況</p> <p>国の調査結果から全国の状況について学ぶ。千葉県としては、袖ヶ浦福祉センター養育園事件をもとに、障害者虐待対応における行政の役割について考える。</p> <p>（2）誰がこの子を受けとめるのか</p> <p>子供の障害受容と家族の負担について理解し、障害児抱える家族への支援とについて考える。</p> <p>（3）養護者による虐待の背景と求められる行政・支援者の役割について</p> <p>（4）成年後見制度についての理解と活用</p>

2. 障害者支援施設・サービス事業者研修

①-1 基礎研修 [新任職員]

実施方法	直営
対象者	障害者福祉施設・サービス事業等従事者（新任職員）
募集人数	①110名 ②190名の参加予定
開催時期	①7月3日 ②7月7日実施予定
研修日数	1日間×2回
目的	<p>障害者虐待防止法の概要と法に基づく対応・通報の流れ等、基本的な理解を図る。</p> <p>施設における虐待が起こる背景を学び、日常業務や自身の援助姿勢や支援のあり方をふり返り、考える。</p>
内容	<p>(1) 千葉県における障害者虐待防止の現状 千葉県障害福祉課</p> <p>袖ヶ浦福祉センター養育園事件について経過と現状について学び、今後それぞれの職場に帰り業務の点検や見直し、虐待防止・予防のための日常業務における取り組みや工夫など、適切に行っていくことの理解を図る。</p> <p>(2) 障害者虐待防止法の概要と法に基づく対応の流れ</p> <p style="text-align: right;">清水博和委員</p> <p>障害者虐待防止法施行後、何が変わりどのような課題があったか。改めて法の概要と基本的な対応の流れをふり返り、障害者福祉・サービス事業等従事者に求められる役割や視点などについて理解する。</p> <p>(3) 障害者福祉施設・サービス事業者等による虐待の背景</p> <p style="text-align: right;">朝比奈ミカ委員</p> <p>障害者福祉施設・サービス事業者等による虐待とその背景について学び、求められる援助姿勢や心構え等についてふり返り、改めて理解する。また、職場における取り組みについて、今後一人一人がどのように取り組んでいけるか考える。</p> <p>(4) 障害者福祉施設・サービス事業所等において虐待を生まないために～よりよい支援を目指して～</p> <p style="text-align: right;">白井正和氏</p> <p>施設の中での虐待を生まないような支援のあり方や取り組みについて具体的に学ぶ。</p> <p>(5) その時あなたはどうする？（演習） 白井正和氏</p> <p>事例を用いて、所属施設・事業所の日常業務をふり返り、また自分自身の考えや援助姿勢などもふり返る。</p>

①-2 基礎研修 [追加開催]

実施方法	直営
対象者	障害者福祉施設・サービス事業等従事者（新任職員）
募集人数	希望者多数のための追加開催 150名程度
開催時期	9月上旬
研修日数	1日間
目的	障害者虐待防止法の概要と法に基づく対応・通報の流れ等、基本的な理解を図る。 施設における虐待が起こる背景を学び、日常業務や自身の援助姿勢や支援のあり方をふり返り、考える。
内容	<p>（１）千葉県における障害者虐待防止の現状 袖ヶ浦福祉センター養育園事件について経過と現状について学び、今後それぞれの職場に帰り業務の点検や見直し、虐待防止・予防のための日常業務における取り組みや工夫など、適切に行っていくことの理解を図る。</p> <p>（２）障害者虐待防止法の概要と法に基づく対応の流れ 障害者虐待防止法施行後、何が変わりどのような課題があったか。改めて法の概要と基本的な対応の流れをふり返り、障害者福祉・サービス事業等従事者に求められる役割や視点などについて理解する。</p> <p>（３）障害者福祉施設・サービス事業者等による虐待の背景 障害者福祉施設・サービス事業者等による虐待とその背景について学び、求められる援助姿勢や心構え等についてふり返り、改めて理解する。また、職場における取り組みについて、今後一人一人がどのように取り組んでいけるか考える。</p> <p>（４）障害者福祉施設・サービス事業所等において虐待を生まないために～よりよい支援を目指して～ 施設の中での虐待を生まないような支援のあり方や取り組みについて具体的に学ぶ。</p> <p>（５）その時あなたはどうする？（演習） 事例を用いて、所属施設・事業所の日常業務をふり返り、また自分自身の考えや援助姿勢などもふり返る。</p>

②-1 専門研修（労務管理と職員のメンタルヘルス）

実施方法	委託
対象者	障害者福祉施設・サービス事業所等の管理者・従事者
募集人数	100名程度×2回 計 約200人
開催時期	12月末まで（予定）
研修日数	1日間×2回
目的	障害者虐待を予防・防止するために重要な労務管理と職員のメンタルヘルスについて、施設等管理者に対し施設内の労働環境の点検を行い、その役割と工夫や取り組みを考える。また、従事者のメンタルヘルスについてふり返り、どのように改善が図れるか考え、虐待を防止するために必要な改善策等に係る知識や技術を習得する。
内容	<p>（1）障害者虐待の実態と千葉県の状況</p> <p>国の調査結果から全国の状況について学ぶ。また、袖ヶ浦福祉センター養育園事件について経過等について学び、今後それぞれの職場に帰り業務の点検や見直し、虐待防止・予防のための日常業務における取り組みや工夫など、適切に行っていくことの理解を図る。</p> <p>（2）職員のメンタルヘルスと障害者虐待</p> <p>障害者福祉施設・サービス事業者等による虐待とその背景と、支援者に求められる援助姿勢や心構え等を理解し、障害者虐待を予防するためのメンタルヘルスの重要性について理解する。</p> <p>[管理者]</p> <p>（3）障害者虐待防止のための職場における取り組み（労務管理の工夫と管理者の役割）</p> <p>（4）施設における職員のスーパービジョン</p> <p>[従事者]</p> <p>（3）日常業務と自分自身のふり返り</p> <p>（4）障害特性と虐待が起きる環境・背景に配慮した支援について（スーパーバイズを含む）</p> <p>今後一人一人がどのように取り組んでいけるか考える。</p>

②-2 専門研修（身体拘束）

実施方法	委託
対 象 者	障害者福祉施設・サービス事業所等従事者
募集人数	100名程度×2回 計 約200人
開催時期	12月末まで（予定）
研修日数	1日間×2回
目 的	障害者虐待を防止するために身体拘束について理解し、身体拘束をしない対応や支援方法の工夫、留意事項などについて学ぶ。また、日常業務をふり返り点検し、どのような工夫・改善が図れるか考える。
内 容	<p>（1）障害者虐待の実態と千葉県の状況</p> <p>国の調査結果から全国の状況について学ぶ。また、袖ヶ浦福祉センター養育園事件について経過等について学び、今後それぞれの職場に帰り業務の点検や見直し、虐待防止・予防のための日常業務における取り組みや工夫など、適切に行っていくことの理解を図る。</p> <p>（2）施設等従事者による障害者虐待の背景</p> <p>障害者福祉施設等における虐待とその背景について学び、求められる援助姿勢や心構え等についてふり返り、改めて理解する。</p> <p>（3）身体拘束についての理解</p> <p>（4）行動障害についての理解と障害特性に配慮した支援について</p> <p>（5）障害者虐待防止のための取り組み</p> <p>また、職場における取り組みについて、今後一人一人がどのように取り組んでいけるか考える。</p>

②-3 専門研修（発達障害・行動障害者支援）

実施方法	委託
対象者	障害者福祉施設・サービス事業所等従事者
募集人数	100名程度×2回 計 約200人
開催時期	12月末まで（予定）
研修日数	1日間×2回
目的	障害者虐待を防止するために行動障害について理解し、障害特性に応じた対応や支援方法の工夫、留意事項などについて学ぶ。また、日常業務をふり返り点検し、どのような工夫・改善が図れるか考える。
内容	<p>（1）障害者虐待の実態と千葉県の状況</p> <p>国の調査結果から全国の状況について学ぶ。また、袖ヶ浦福祉センター養育園事件について経過等について学び、今後それぞれの職場に帰り業務の点検や見直し、虐待防止・予防のための日常業務における取り組みや工夫など、適切に行っていくことの理解を図る。</p> <p>（2）施設等従事者による障害者虐待の背景</p> <p>障害者福祉施設等における虐待とその背景について学び、求められる援助姿勢や心構え等についてふり返り、改めて理解する。</p> <p>（3）発達障害と行動障害についての理解</p> <p>（4）行動障害者の障害特性に配慮した支援について</p> <p>（5）障害者虐待防止のための取り組み</p> <p>また、職場における取り組みについて、今後一人一人がどのように取り組んでいけるか考える。</p>

②-4 専門研修（使用者による虐待と働きやすい環境づくり）

実施方法	委託
対象者	障害者福祉施設・サービス事業所等従事者 障害者を雇用する事業所の職員 （市町村障害者虐待防止センター等の職員）
募集人数	100名程度×2回 計 約200人
開催時期	12月末まで（予定）
研修日数	1日間×2回
目的	虐待防止法の概要と使用者虐待の対応の部分について基本的な理解を図り、職場において障害者虐待が生じる背景について学び、障害者が働きやすい環境作りについて考える。職場における労働環境を点検し、どのように改善が図れるか取り組みの工夫について考え、虐待を防止するために必要な改善策等に係るノウハウを習得する。
内容	<p>（1）障害者虐待の実態と千葉県の状況</p> <p>国の調査結果から全国の状況について学ぶ。また、袖ヶ浦福祉センター養育園事件について経過等について学び、今後それぞれの職場に帰り業務の点検や見直し、虐待防止・予防のための日常業務における取り組みや工夫など、適切に行っていくことの理解を図る。</p> <p>（2）職場における障害者虐待とその背景</p> <p>障害者が働く上でどのようなことについての相談が多いか、その背景や虐待につながる可能性などについて学び、雇用にあたりどのような受け入れ態勢・準備、環境の整備が必要か考える。</p> <p>（3）障害特性に応じた労働環境整備の取り組み事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者を雇用している事業所の取り組み事例 ・うまく雇用継続できている当事者から助かっている職場環境整備についての発表 <p>（4）障害者虐待防止法と対応の流れ</p> <p>虐待防止法の基本的な理解と対応の流れについて理解を図る。</p>

②-5 専門研修 [管理者]

実施方法	委託
対象者	障害者福祉施設・サービス事業所等の管理者
募集人数	100名程度×2回 計 約200人
開催時期	12月末まで(予定)
研修日数	1日間×2回
目的	障害者虐待を予防・防止するためには、管理者の虐待リスクに対する認識は非常に重要である。施設内に潜む虐待リスクに適切に対処していくために、管理者自身の意識や組織の体質などを点検し、虐待を防止するためにどのように改善が図れるか、その工夫や取り組みについて学び、自身役割についても考える。
内容	<p>(1) 障害者虐待の実態と千葉県の状況</p> <p>国の調査結果から全国の状況について学ぶ。また、袖ヶ浦福祉センター養育園事件について経過等について学び、今後それぞれの職場に帰り業務の点検や見直し、虐待防止・予防のための日常業務における取り組みや工夫など、適切に行っていくことの理解を図る。</p> <p>(2) 施設等従事者による障害者虐待とその背景</p> <p>障害者福祉施設・サービス事業者等による虐待についてとその背景について理解する。施設の中でどう障害者虐待を予防・防止できるか考える。</p> <p>(3) 障害者虐待防止のための取り組み(2施設事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のメンタルヘルスと労務管理 ・ リスク管理と施設内の支援体制・環境整備

②-6 専門研修 [専門職]

実施方法	委託
対 象 者	障害者福祉施設・サービス事業所等の社会福祉士
募集人数	100名程度×2回 計 約200人
開催時期	12月末まで(予定)
研修日数	1日間×2回
目 的	<p>障害者虐待を予防・防止するためには、支援においても職場においても専門職による指導的関わりや早期発見等への協力・取り組みが非常に重要となる。そのために、倫理綱領に基づく専門職としての役割についてももう一度考え、それぞれの認識や援助姿勢をふり返り、日常業務のあり方や職場の環境改善に、一人一人が専門職としてどのように取り組み関われるか考える。</p>
内 容	<p>(1) 障害者虐待の実態と千葉県の状況</p> <p>国の調査結果から全国の状況について学ぶ。また、袖ヶ浦福祉センター養育園事件について経過等について学び、今後それぞれの職場に帰り業務の点検や見直し、虐待防止・予防のための日常業務における取り組みや工夫など、適切に行っていくことの理解を図る。</p> <p>(2) 障害者虐待と法に基づく対応、専門職の役割</p> <p>障害者福祉施設・サービス事業者等による虐待についてとその背景について理解する。施設の中でどう障害者虐待を予防・防止できるか考える。</p> <p>(3) 倫理綱領に基づく障害者虐待に係る社会福祉士の使命</p> <p>(4) 障害者虐待防止のための社会福祉士としての取り組み</p> <p>専門職として、今後一人一人がどのように取り組んでいけるか考える。</p>

3. 派遣型研修

実施方法	直営
対 象 者	障害者福祉施設・サービス事業所等で派遣型研修を希望する施設 (受講者 30 名程度以上)
募集人数	30 名程度以上×適宜
開催時期	2 月まで (予定)
研修日数	1 日間×適宜
目 的	勤務の都合でなかなか参加できない職員や、派遣できない施設もあることから、アドバイザーをコーディネートして希望のある施設へ派遣し、現地で基礎研修と同等の研修を行う。
内 容	<p>(1) 千葉県における障害者虐待防止の現状 袖ヶ浦福祉センター養育園事件について経過と現状について学び、今後それぞれの職場に帰り業務の点検や見直し、虐待防止・予防のための日常業務における取り組みや工夫など、適切に行っていくことの理解を図る。</p> <p>(2) 障害者虐待防止法の概要と法に基づく対応の流れ 障害者虐待防止法施行後、何が変わりどのような課題があったか。改めて法の概要と基本的な対応の流れをふり返り、障害者福祉・サービス事業等従事者に求められる役割や視点などについて理解する。</p> <p>(3) 障害者福祉施設・サービス事業者等による虐待の背景 障害者福祉施設・サービス事業者等による虐待とその背景について学び、求められる援助姿勢や心構え等についてふり返り、改めて理解する。また、職場における取り組みについて、今後一人一人がどのように取り組んでいけるか考える。</p> <p>(4) 障害者福祉施設・サービス事業所等において虐待を生まないために～よりよい支援を目指して～ 施設の中での虐待を生まないような支援のあり方や取り組みについて具体的に学ぶ。</p> <p>(5) 障害の理解と特性に応じた支援の方法</p> <p>(6) 施設におけるリスク管理</p> <p>以上から、テーマを組み合わせ対応可能なアドバイザーを派遣する。</p>

障害者差別解消法に係るモデル事業の実施（案）

健康福祉部障害福祉課

平成 28 年 4 月から施行される障害者差別解消法に関して、国（内閣府）からモデル事業の実施について要請がありました。そこで、県は、法律で組織できることとされている障害者差別解消支援地域協議会の迅速な設置及び円滑な運営に資することを目的として本モデル事業を実施する。

1 事業内容

差別事案に係る国等関係機関との連携協力体制を確立する。

- ・各機関が把握している 障害者差別に関する状況についての報告
- ・各機関に寄せられた事例等についての協議
- ・構成機関で実施する周知啓発等の活動についての協議

※協議会委員には、虐待防止連携協議会を参考に交通機関（鉄道団体）等を加えることを予定。

2 事業主体 内閣府及び県

※ 国から県に対して、本事業を実施する浦安市との連携協力体制を確立するよう要請あり。

3 県の役割（県に対する依頼事項）

- ① 構成員の推薦等
- ② 会場の確保
- ③ 差別解消に向けた取組の企画及び実施報告書の作成

4 実施スケジュール

事業実施期間 平成 26 年 7 月から平成 27 年 1 月

{	6 月～7 月	委員就任依頼及び開催準備
	7 月～12 月	会議の開催（3 回程度）
	1 月	① 地域の課題の確認と取組活動の決定 ② 2 回程度実施後中間報告会を開催 本体制整備事業に係る報告会の実施

5 事業実施によるメリット

- ① 法施行前に法律に基づく取組みを先行実施することにより、県、市町村及び国の関係機関、民間事業者との連携協力体制を確立できる。
- ② 他の市町村が地域協議会を設置する際のあり方を提示できる。

6 他県の状況（実施予定の県市）

岩手県、京都府、沖縄県、さいたま市

障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針の概要

1 地域協議会を組織する趣旨

・地域協議会の事務

障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行うものとする。

※個別事案ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されないことに留意

・対象となる障害者差別に係る事案

一般私人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないこととするが、環境の整備に関する相談、制度等の運用に関する相談については情報共有の対象とすることとする。

2 地域協議会の基本的な仕組み

・地域協議会の組織 ※必ずしも条例を根拠とする必要はないことに留意

地域協議会を組織するに当たっては、都道府県、市町村、特別区など地方公共団体が主導して組織すること

・運営方法

代表者会議、実務者会議を設けることなどが考えられること

想定される地域協議会の構成機関等 ※当事者の参加について特に留意すること

		都道府県	市町村
行政	国の機関	法務局、労働局、等	法務支局、公共職業安定所、等
	地方公共団体	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、都道府県警、等	障害者施策主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、学校、等
関係機関	当事者	障害者団体、家族会、等	障害者団体、家族会、等
	教育	校長会、PTA連合会、等	PTA会長、等
	福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター、等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者(基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者)、民生・児童委員、等
	医療・保健	医師会(医師)、歯科医師会(歯科医師)、看護協会(保健師・看護師)、医療機関、病院団体、等	医師、歯科医師、保健師、看護師、等
	事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、事業者、等	商工会議所、公共交通機関、事業者、等
	法曹等	弁護士会(弁護士)、司法書士会、等	弁護士、人権擁護委員、等
	その他	学識経験者、新聞社、放送局、等	学識経験者、等

3 都道府県単位で組織する地域協議会と市町村単位で組織する地域協議会について ※指定都市は都道府県に準ずるものとする

・都道府県の地域協議会に期待される役割

- ①事案の情報共有及び構成機関等への提言
- ②地域における障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案
- ③市町村の地域協議会から情報提供又は協力を求められた事案の対応に係る協議

・市町村の地域協議会に期待される役割

- ①事案の情報共有及び構成機関等への提言
- ②事案の解決を後押しするための協議
- ③事案について、都道府県の地域協議会への情報提供又は協力を求めること

・都道府県の地域協議会と市町村の地域協議会の関係

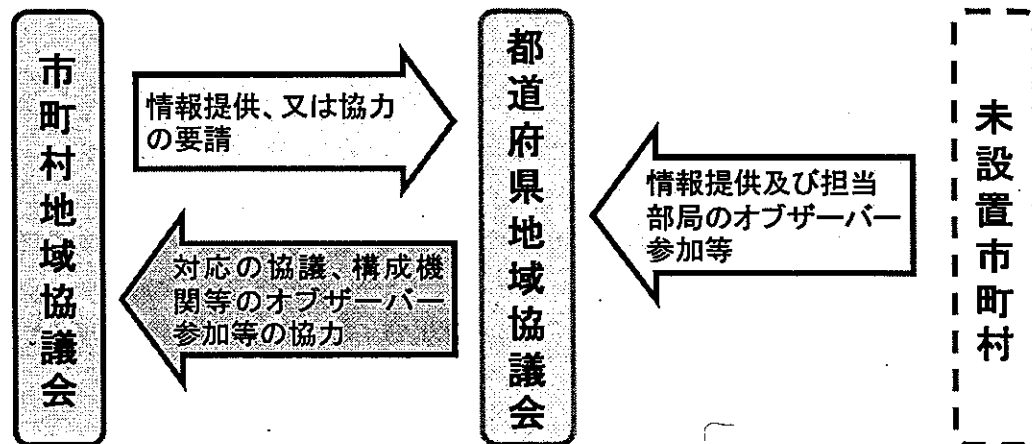
①地域協議会を組織している市町村と都道府県との関係

広域にわたる課題や市町村の地域協議会に参加する構成機関等の権限に属さない事項については都道府県の地域協議会に情報提供又は協力を求めること

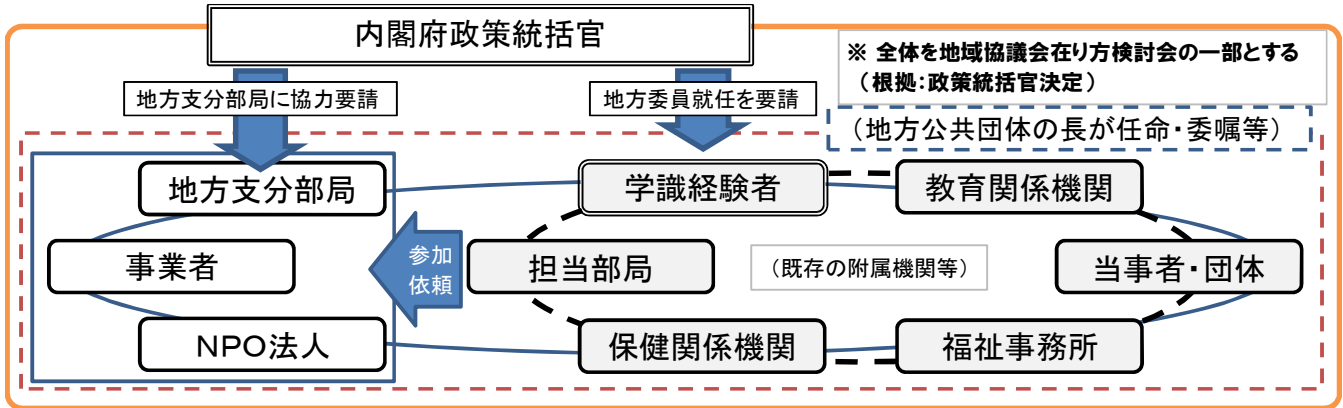
②地域協議会を組織していない市町村と都道府県との関係

未設置市町村で生じる問題への対応は都道府県の地域協議会が扱うこと

都道府県地域協議会と市町村地域協議会等の関係イメージ



【地方障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会構成イメージ】



【地域協議会体制整備推進事業の流れイメージ】

	内閣府	地方公共団体
3～5月	事業実施の打診	事業実施の検討
	関係省庁に協力依頼	事業実施の決定
	構成員の就任依頼 ※附属機関で実施する場合、オブザーバーとして参加を依頼	構成員の推薦 ※附属機関で実施する場合は任命・委嘱
6～7月	協議会の開催準備 ※必要に応じて準備会を実施	
7～12月	会議の開催 (3回程度実施) ・参加機関の紹介 ・各機関が把握した障害者差別に関する状況について報告 ・各機関に寄せられた事例等について協議 ・構成機関で実施する周知啓発等の活動について協議	
	↓	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> 地域の課題を明らかにするとともに、構成機関が共通して取り組む活動等を決定 </div>	
	・在り方検討会委員 (中央) 派遣依頼 ・報酬等の支出 ※附属機関で実施する場合は、オブザーバーのみ内閣府から支出	・会場確保等 (報酬等の支出) ※附属機関で実施する場合は、報酬等を支出
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> 2回程度実施した時点で中間報告会を開催 (共生社会地域フォーラム【地方ブロック】として開催) </div>	
1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業に係る報告会の開催 (共生社会地域フォーラム【中央ブロック】として開催) </div>	

法施行後に立ち上げる地域協議会の構成員（案）

資料 2 - 3

機関	分野	関係機関等の名称
当事者団体	視覚障害	千葉県視覚障害者福祉協会
	聴覚障害	千葉県聴覚障害者協会
	肢体不自由	千葉県身体障害者福祉協会
	知的障害	千葉県手をつなぐ育成会 千葉県知的障害者入所施設家族会連合会
	精神障害	千葉県精神保健福祉協議会
	発達障害	千葉県自閉症協会
	高次脳機能障害	ちば高次脳機能障害者と家族の会
福祉事業者	障害者福祉施設	千葉県知的障害者福祉協会
	障害福祉サービス事業者	千葉県グループホーム等連絡協議会 千葉県ホームヘルパー協議会
	相談支援事業者	千葉県自立支援協議会相談支援専門部会
	社会福祉協議会	千葉県社会福祉協議会
支援機関		千葉県自立支援協議会権利擁護専門部会 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 千葉県民生委員児童委員協議会 千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会 千葉県社会福祉士会
経済団体		千葉県経営者協会 千葉県商工会議所連合会 千葉県商工会連合会 千葉県特例子会社連絡会
教育関係団体		校長会、PTA連合会
交通関係団体		日本民営鉄道協会 千葉県タクシー協会 千葉県バス協会
専門機関	医療関係	千葉県医師会 千葉県歯科医師会 千葉県看護協会
	司法関係	千葉県弁護士会 千葉司法書士会 千葉県行政書士会
報道機関		日本放送協会千葉放送局 千葉日報社
国		千葉労働局 千葉家庭裁判所 千葉地方法務局
市		県が指定する市町村
県	知事部局	健康福祉部 健康福祉部健康福祉政策課 健康福祉部障害福祉課
	教育庁	教育庁教育振興部指導課 教育庁教育振興部特別支援教育課
	警察本部	千葉県警察本部子ども女性安全対策課

別表第2

機関	分野	関係機関等の名称
当事者団体	視覚障害	千葉県視覚障害者福祉協会
	聴覚障害	千葉県聴覚障害者協会
	肢体不自由	千葉県身体障害者福祉協会
	知的障害	千葉県手をつなぐ育成会 千葉県知的障害者入所施設家族会連合会
	精神障害	千葉県精神保健福祉協議会
	発達障害	千葉県自閉症協会
	高次脳機能障害	ちば高次脳機能障害者と家族の会
福祉事業者	障害者福祉施設	千葉県知的障害者福祉協会
	障害福祉サービス事業者	千葉県グループホーム等連絡協議会 千葉県ホームヘルパー協議会
	相談支援事業者	千葉県自立支援協議会相談支援専門部会
	社会福祉協議会	千葉県社会福祉協議会
支援機関		千葉県自立支援協議会権利擁護専門部会 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 千葉県民生委員児童委員協議会 千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会 千葉県社会福祉士会
経済団体		千葉県経営者協会 千葉県商工会議所連合会 千葉県商工会連合会 千葉県特例子会社連絡会
専門機関	医療関係	千葉県医師会 千葉県歯科医師会 千葉県看護協会
	司法関係	千葉県弁護士会 千葉県司法書士会 千葉県行政書士会
国		千葉労働局 千葉家庭裁判所 千葉地方法務局
市		県が指定する市町村
県	知事部局	総務部学事課 総合企画部男女共同参画課 健康福祉部 健康福祉部健康福祉政策課 健康福祉部児童家庭課 健康福祉部高齢者福祉課 健康福祉部障害福祉課 健康福祉センター 商工労働部産業人材課
	教育庁	教育庁教育振興部指導課 教育庁教育振興部特別支援教育課
	警察本部	千葉県警察本部子ども女性安全対策課

第五次千葉県障害者計画策定について

第 1 回権利擁護専門部会資料 7 - 1 より一部抜粋

1 計画策定の趣旨

- 本計画は、障害者基本法第 11 条第 2 項において規定される都道府県障害者計画として、平成 21 年 1 月に策定した「第四次千葉県障害者計画」（平成 21 年度～平成 26 年度）に引き続き、千葉県における障害者施策を総合的かつ着実に進展を図るために策定する。
- なお、障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づく第 4 期障害福祉計画（平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年の障害福祉サービス量を定めたもの）を包含する計画として策定する。

2 計画の期間

- 本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とする。

3 計画（案）策定の方法

- 策定にあたり、国が平成 25 年 9 月に策定した「障害者基本計画（第 3 次）」を基本としつつ、障害者基本計画で位置づけられている成果目標及び第 4 期障害福祉計画での指標を基に、千葉県の障害者の状況等を踏まえて策定する。

○ 第 3 次障害者基本計画の特徴

（1）障害者施策の基本原則等の見直し

①地域社会における共生等 ②差別の禁止

また、施策の横断的視点として障害者の自己決定の尊重

（2）施策分野の新設

①安全・安心 ②差別の解消及び権利擁護の推進

③行政サービス等における配慮

（3）成果目標の設定

計画の実行性を確保するため、合計 45 の事項について成果目標を設定

権利擁護部会分のみ抜粋

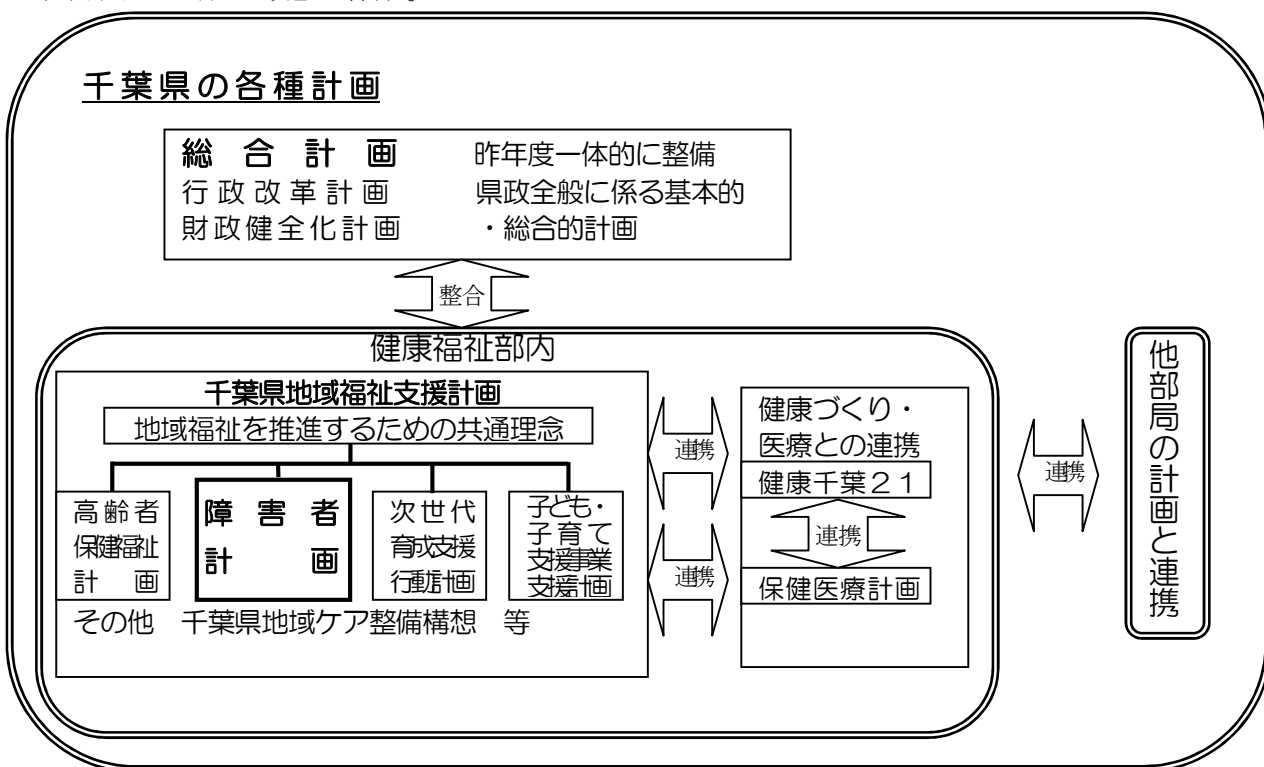
⑥情報アクセシビリティ（3 事項）

・聴覚障害者情報提供施設

- 千葉県の行政計画としては、最上位の「総合計画『新 輝け！ちば元気プラン』」（以下、「総合計画」という。）があり、続いて健康福祉に係る計画として地域福祉の推進・向上の基本指針である「地域福祉支援計画（26年度策定）」があり、これら計画の下、障害分野の個別計画でもある「障害者計画」を策定し、関係部局を含む県行政全体として整合性ある、また、部局横断的に取り組むべき施策・事業を位置づける。
- 具体的には、本部会及び各専門部会等は、原則として総合計画を基に、各部会での検討を経て、分野毎の構成及び施策分野、内容等のとりまとめを行う。
- また、主要な施策分野としては、総合計画に準じて ①入所施設から地域生活への移行の推進、②精神障害のある人の地域生活への移行の推進、③障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、④障害のある子どもの療育支援体制の充実、⑤障害のある人の相談支援体制の充実、⑥障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、⑦障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、の7本の柱と、⑧その他の施策、に整理してそれぞれ検討を行う。

4 第2回権利擁護専門部会における骨子案について

- 障害者差別解消法については「1 障害のある人への理解の促進」、袖ヶ浦福祉センターについては「2 地域における権利擁護体制の構築」に含まれる。
- 指標については今回は項目のみとし、具体的な数字等は次回審議とする。
- 第3次障害者基本計画を基に各委員（本部会・施策推進協議会を含む）からの御意見・第四次障害者計画の内容を考慮し作成。



権利擁護専門部会担当分野骨子（案）

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	説 明	指標等
<p>3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組みの推進</p> <p>個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について協議する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」などを通じて、障害のある人への理解を広げる取組や、障害のある人に優しい取組の応援を推進します。あわせて、平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されたことを踏まえ、障害者への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。</p> <p>また、地域における相談支援体制を構築するとともに、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会の充実・強化への支援やネットワークづくりに取り組みます。</p> <p>さらに、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材の養成に取り組み、障害のある人の情報コミュニケーションを支援するとともに、情報バリアフリーの推進に取り組みます。</p>	<p>(1)障害のある人への理解の促進</p>	<p>(1)障害を理由とした差別の解消を推進し、障害そのものに対する理解を促進するため、広報啓発活動の一層の充実を図る。</p> <p>また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下「障害者条例」という)による推進会議を通じ、障害のある人へのやさしい取組みの応援を推進する。</p> <p>さらに、平成28年4月から施行される障害者差別解消法の円滑な施行に向け、障害者に対する合理的な配慮について認識が広まるよう周知を行う。</p>	<p>(1)</p> <p>○障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を知っている県民の割合</p> <p>○障害者条例に係る相談件数のうち地域相談員が関わった件数の割合</p>
	<p>(2)地域における権利擁護体制の構築</p>	<p>(2)障害者への虐待防止やその早期発見のため、地域の権利擁護ネットワーク構築を行うとともに、緊急時における権利擁護ネットワーク整備に努める。</p> <p>特に袖ヶ浦福祉センターの教訓から、虐待事件が発生した入所施設においては、入所者個人を把握する第三者的な権利擁護の仕組みの必要性が明らかとなった。そこで、緊急避難時におけるネットワーク整備のあり方も含め、体制整備について検討を加える。</p>	<p>(2)</p> <p>○虐待防止アドバイザー派遣数</p>
	<p>(3)地域における相談支援体制の充実</p>	<p>(3)相談支援事業に従事する職員に対して、権利擁護意識を高める内容を含んだ研修を実施する。</p> <p>また、当事者団体や家族会等との連携、市町村の地域自立支援協議会へのアドバイザー派遣等を通じて相談支援活動の充実を図り、障害の種別や当事者の必要に応じた相談支援体制の整備を図る。</p>	<p>(3)</p> <p>○相談支援アドバイザー見込者数</p>
	<p>(4)手話通訳等の人材育成</p>	<p>(4)意思疎通支援について質の高いサービスや支援を行えるよう専門職やスタッフの養成・資質向上に必要な研修を実施する。さらに、安定して働ける職場環境を実現するための支援を検討し、人材の確保に努める。</p>	<p>(4)</p> <p>○手話通訳者・要約筆記者養成研修事業の実養成講習終了見込者数</p> <p>○盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の実養成講習終了見込者</p> <p>○手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用見込み件数</p> <p>○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実利用見込み件数</p> <p>○点訳・朗読奉仕員の養成人数と研修回数</p>
	<p>(5)情報バリアフリーのための普及啓発の促進</p>	<p>(5)情報アクセシビリティの向上に向けた取組みを検討し、コミュニケーションを支援するサービスの充実・強化を図る。</p> <p>また、障害のある人への情報提供の充実や、障害者そのものが情報を利用する際の支援強化に努める。</p> <p>さらには、行政情報や公共サービス等における情報のバリアフリー化の推進を検討する。</p>	<p>(5)</p> <p>○聴覚障害者情報提供施設</p> <p>○対象の放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合</p> <p>○対象の放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合</p>

資料 4 - 1

資料 4 - 2

非公開